

# いじめ防止基本方針

## いじめ防止等委員会の設置

- ・校務分掌に「いじめ防止等委員会」を位置づける。構成は、校長、副校長、小中高学部主事、生徒指導主事、寮務主任、養護教諭、学校評議員（代表）、PTA代表（会長等）とする。
- ・本校におけるいじめ防止の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

## 1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

「いじめ」とは本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的要素として 以下の4点を挙げる

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

### いじめの認知に関わる基準

基準1 児童や生徒どうしで解決が見込まれるもの

（行った人はいたずら又は自覚していない／やられた人が行為に対し不快感を感じている場合で、  
友達同士の話し合いで解決できたもの）

基準2 教師の介入・指導で解決が図られるもの

（行った人はいたずら又は自覚していない／やられた人が行為に対し不快感を感じている場合で、  
先生の注意や先生と一緒に友達同士で話し合うことで解決できたもの）

基準3 教師の指導後も観察が必要で、適時介入・指導が求められるもの

（行った人はいたずら又は自覚していない／やられた人が行為に対し不快感を感じている場合で、  
必要に応じ、状況の確認や先生の注意、友達同士での話し合いを必要とするもの）

基準4 教師の指導後も十分な配慮が必要で、継続して介入・指導が求められるもの

（行った人・やられた人ともにいじめだと思っている場合で、注意や話し合いでも改善されていないもの）

基準5 行為が悪質で重大事案となりうるもの

（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品に重大な被害を被った場合、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合）

## 2 いじめを未然に防止するために

### 〈児童生徒に対して〉

- ・児童生徒の一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童生徒がもつようにさまざまな活動の中で指導する。

### 〈教員として〉

- ・児童生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめを決して許さない」という姿勢や、児童生徒一人一人の変化に気づくよう、鋭敏な感覚をもつように努め、児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。

### 〈学校全体として〉

- ・いじめに関するアンケート調査を年2回実施。その結果から児童生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・学校として「いじめは決して許されない」ということと、「いじめ」に気づいた時に、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童生徒に伝える。

### 〈保護者・関係機関・地域に対して〉

- ・児童生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することを依頼する。
- ・関係機関、地域からの情報提供及び情報の共有化、連携を図る。

#### 〈早期発見に向けて…「変化に気づく」

- ・児童生徒の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童生徒には、教師は積極的に声がけを行い、児童生徒に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童生徒の人間関係や学校活動等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して児童生徒との信頼関係を深める。

#### 〈相談ができる…「誰にでも」

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることを、誰にでも相談できたり相談したりすることの大切さを伝えていく。
- ・いじめられている児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、直ちに管理職に報告する。

#### 〈早期の解決…「傷口は浅いうちに」

- ・教員は気づいたあるいは児童生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者・加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題を捉える。事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

## 3-1 いじめ発生時の対応

いじめの事案発生もしくは相談があった場合は、校長以下すべての職員の共通理解のもと、組織で解決にあたる。

### (1) いじめられた児童生徒への対応

- ア いじめが確認された場合は、校長の指示を受け、学級担任・学年主任・学部主事・生徒指導主事等が児童生徒から個別の聞き取り等を実施し、事実関係を正確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- イ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ウ いじめられた児童生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、解決に向けた支援を行う。

### (2) いじめた児童生徒への対応

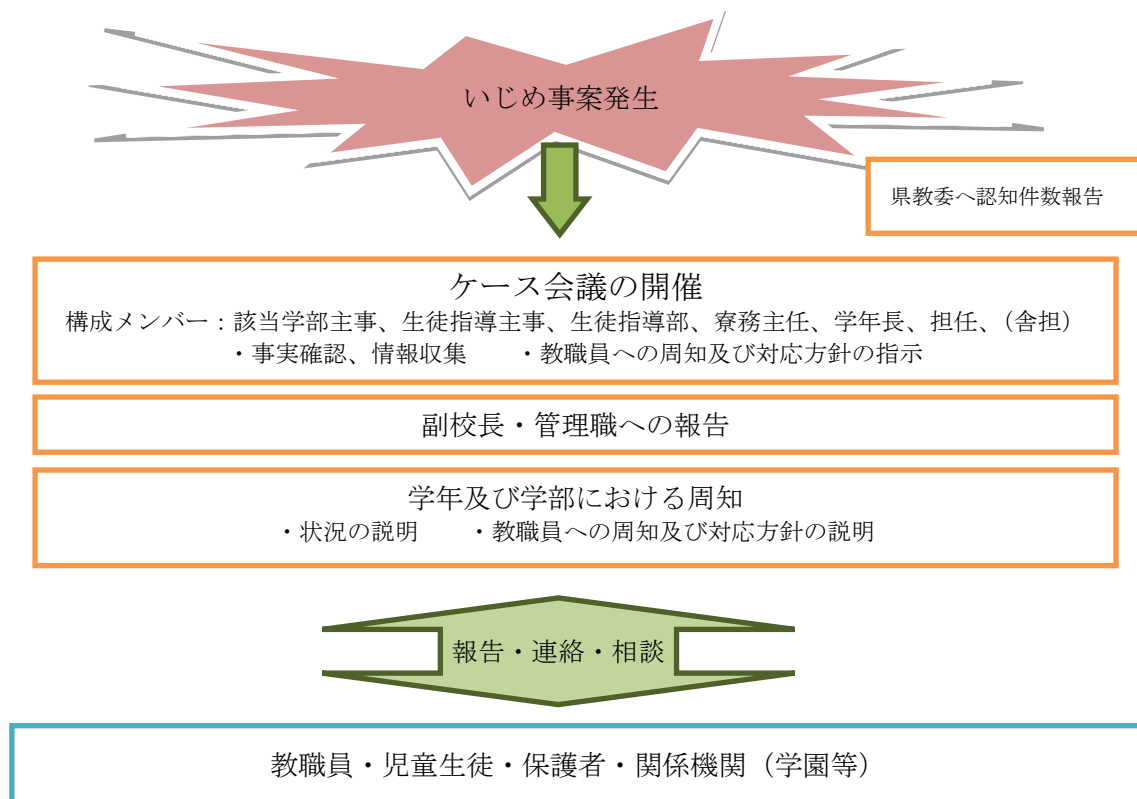
- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び継続的な指導をし、相手への思いやりや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導過程の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。

### (3) 学校としての取り組み

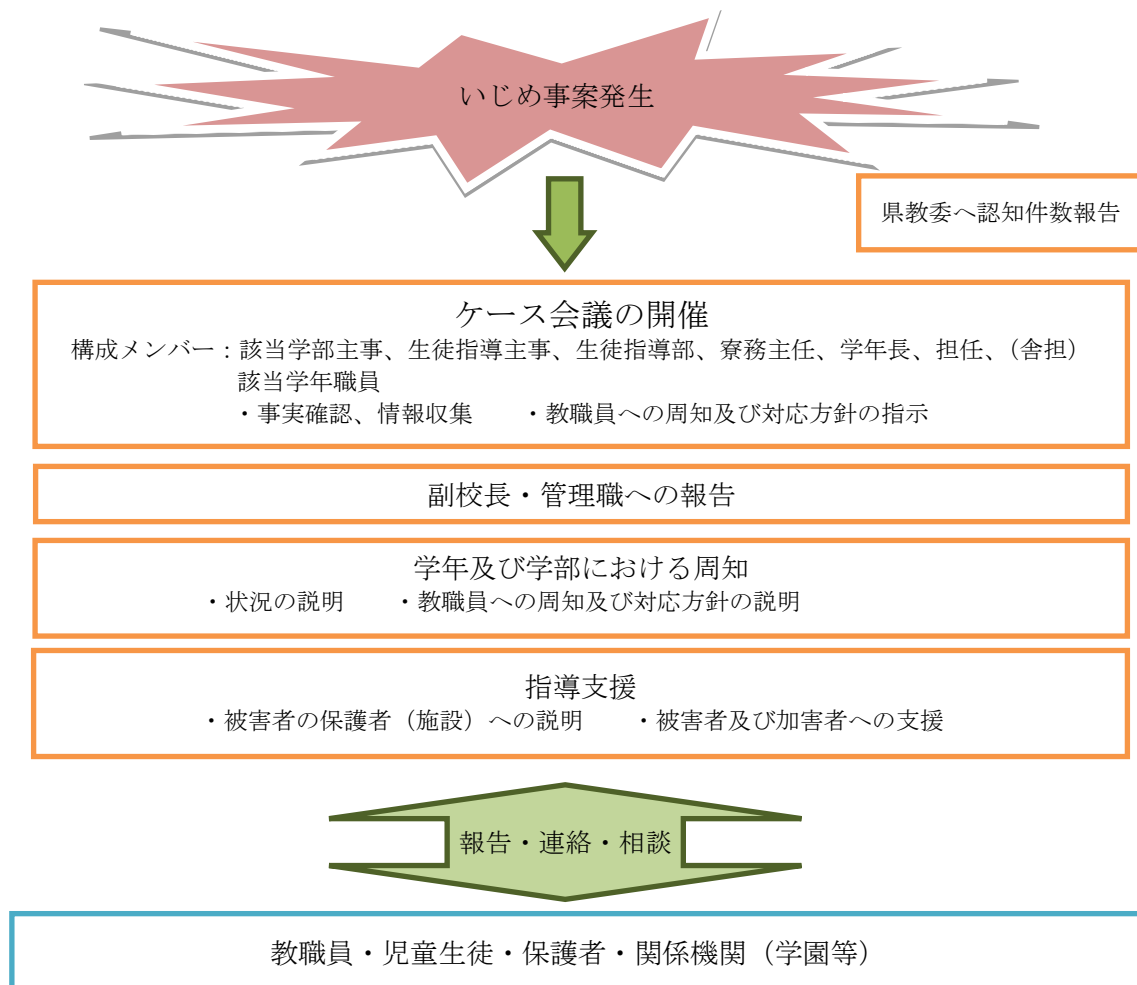
いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。

### 3-2 いじめ事案認知時の具体的対応

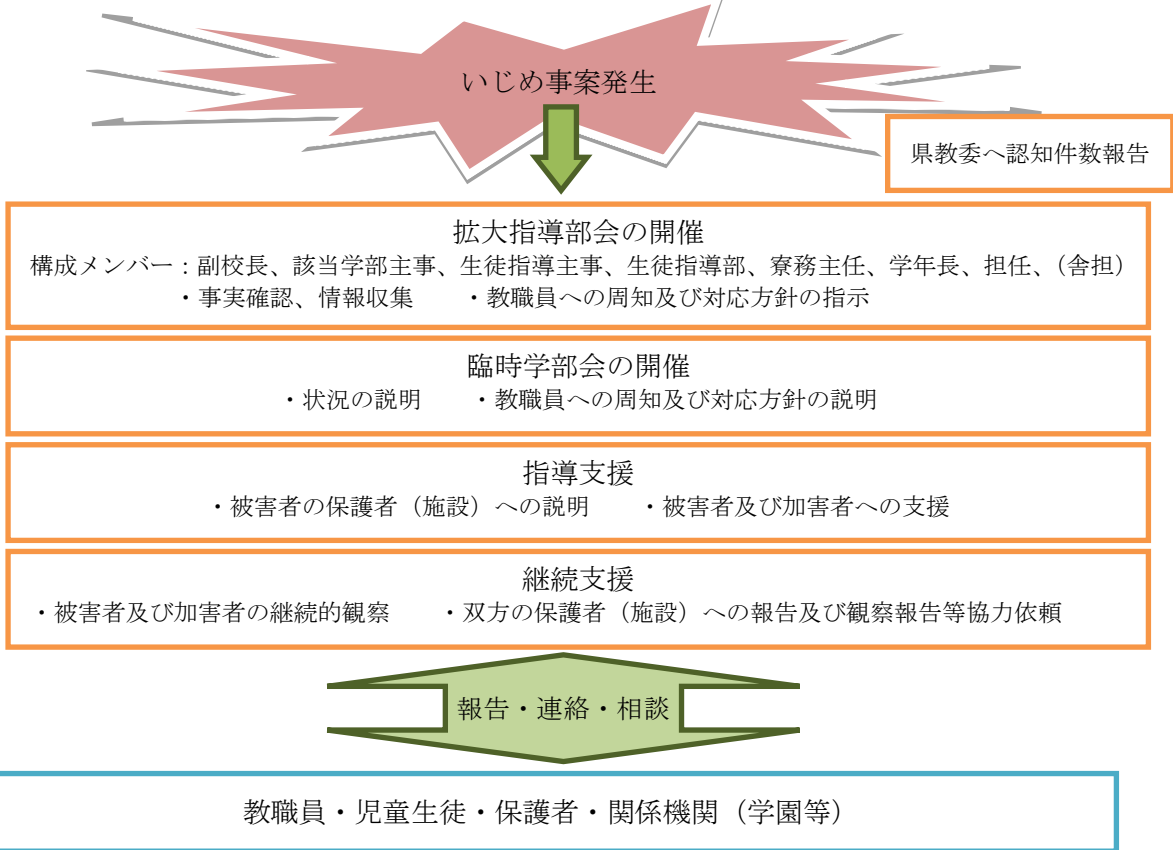
基準1 (児童や生徒どうして解決が見込まれるもの) 該当時



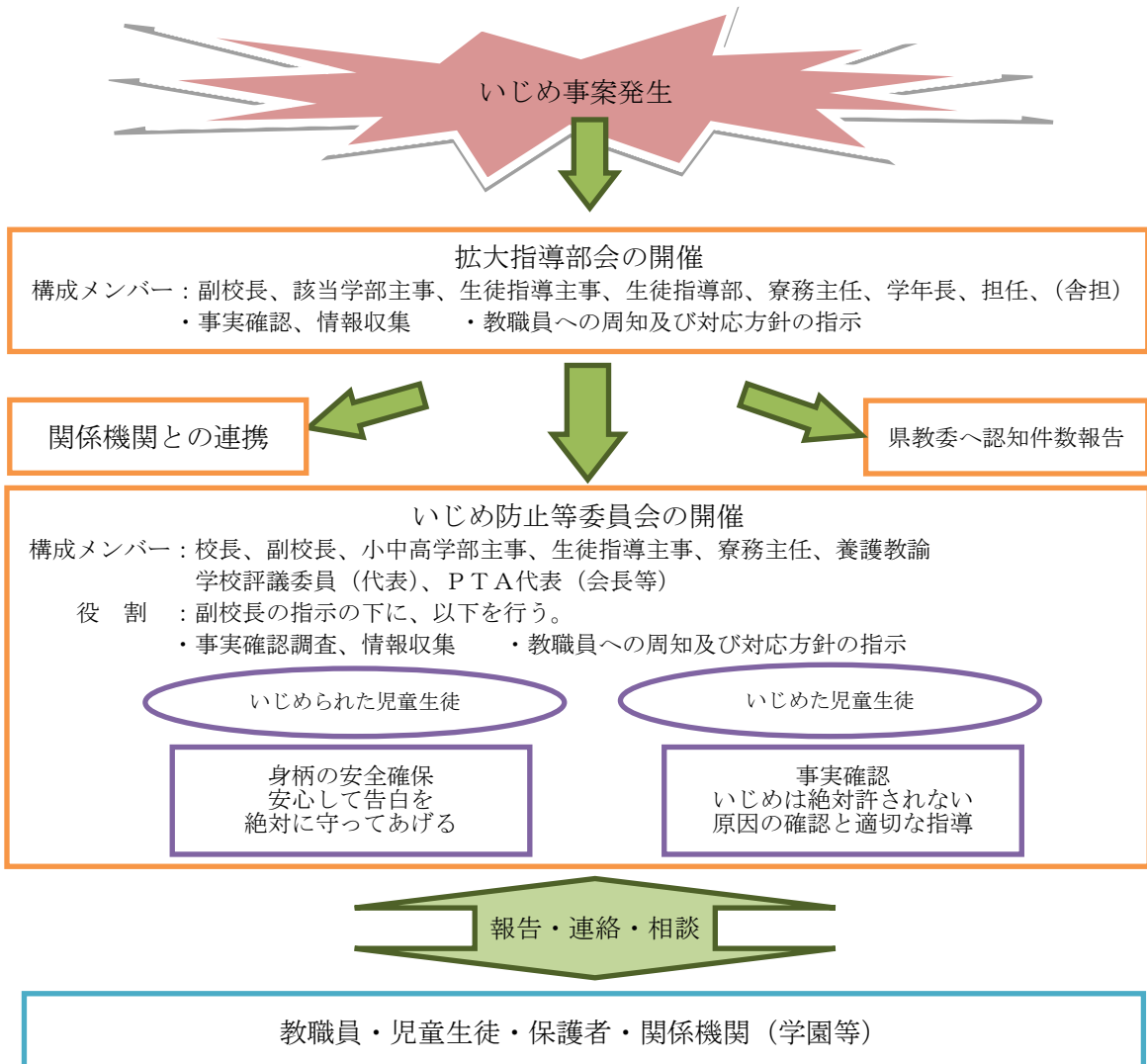
基準2 (教師の介入・指導で解決が図られるもの) 該当時



基準3 (教師の指導後も観察が必要で、適時介入・指導が求められるもの) 該当時



基準4 (教師の指導後も十分な配慮が必要で、継続して介入・指導が求められるもの) 該当時



## 4-1 重大事態発生の対応（重大事案発生時対応 第28条）

### (1) 重大事態とは

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発生した場合
- オ 児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合

### (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

### (3) 重大事態の調査

- ア 調査委員会の設置（いじめ防止等委員会委員、該当学級担任等、学校長が必要と認めた委員）
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童生徒及び保護者にアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する。
- ウ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。
- エ いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

## 4-2 重大事態発生の具体的対応

基準5 （行為が悪質で重大事案となりうるもの）該当時

